



障害のある方の各種手当・助成制度を紹介します

障害のある方が申請できる各種手当や助成制度を紹介します。

問合せ 障害福祉課障害福祉係内173

手当の種類	対象者など	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (27,350円／月)	20歳以上で、重度の障害があるため日常生活に常時特別な介護を必要とする状態（おむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の障害が重複している、もしくはそれと同等の疾患・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください
障害児福祉手当 (14,880円／月)	20歳未満で、重度の障害があるため日常生活に常時介護を必要とする状態（おむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の方、またはそれと同等の疾患・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	
重度心身障害者手当 (60,000円／月)	重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時特別かつ複雑な介護を必要とする方／重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方／重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な方および同程度以上の障害のある方 ※65歳以上の方は新規申請ができません。 ※所得制限や除外規定あり	
心身障害者福祉手当～都手当～ (15,500円／月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度を持っている方、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑・口座番号
心身障害者福祉手当～市手当～ (12,000円／月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度を持っている方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑・口座番号
難病患者福祉手当 (7,500円／月)	国および都が指定する特殊疾病に該当し、東京都難病医療費等助成を受けている方 ※B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、大気汚染医療費助成を除く ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> 特定医療費（指定難病）受給者証または難病都医療券 印鑑・口座番号
タクシー費用・自動車ガソリン費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹または内部機能障害については3級も含む）、愛の手帳1・2度を持っている方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方に、タクシー費用またはガソリン費用の一部を助成します。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑 口座番号
理容・美容サービス費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度を持っている方で、肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障害）1・2級の方、常時寝たきりの方、市民税非課税のいずれかに該当する方に、指定店での理容・美容のサービスを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外 ※20歳未満は扶養義務者、20歳以上は本人が非課税の方	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑
機能回復施術費用の助成	身体障害者手帳1～4級（70歳以上は1～6級）を持っている方に、指定店ではり・灸・マッサージを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 印鑑
水道・下水道使用料の助成	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度を持っている方のいる市民税非課税世帯に、水道・下水道の最小口径の基本料金（月872円+消費税）を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または愛の手帳 印鑑・口座番号 水道料金領収書

※いずれも事前の申請が必要です。詳しくは、問い合わせてください。



「平和の大切さを感じ、考える旅」に参加しませんか

青梅・羽村ピースメッセンジャー参加者募集



▶過去の広島訪問の様子

■日程など

内 容	日 時	会 場
事前研修	7月9日(金) 午後7時～9時	ゆとろぎ
	7月16日(金) 午後7時～9時	青梅市役所
	7月28日(水) 午前9時30分～ 午後5時	ゆとろぎ
出発式	7月30日(金) 午後7時～9時	青梅市役所
広島訪問	8月4日(水) ～6日(金)	広島市
事後研修	8月11日(水) 午前9時30分～ 午後4時	青梅市役所
	8月18日(水) 午前9時30分～ 午後4時	ゆとろぎ
報告会・ワークショップ	8月21日(土) 午前9時30分～ 午後4時	ゆとろぎ

※広島市訪問以外は変更の可能性あります

対象 市内在住の、市立中学校以外に在籍する中学生で、平和に関心があり、全日程に参加できる方となります。
※市立中学校在籍者は各学校での募集となります。

募集人數 3人

費用 無料（広島派遣に係る交通費、宿泊費、食費、施設見学料、保険料を主催者が負担します）

◇選考方法 作文審査と面接（面接については、後日連絡）
◇作文：テーマを1つ選択し、所定の原稿用紙に800字程度の作文を作成し、申込書と一緒に郵送または直接、企画政策課へ

主催 青梅・羽村子ども体験塾実行委員会
申込み 〒205-8601（所在地記載不要）羽村市企画政策課宛
と一绪に郵送または直接、企画政策課へ
必要事項を記入し、写真を添付して作文
式サイトからダウンロードすることができます。
※青梅・羽村ピースメッセンジャー事業
は、東京都長会の「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」を活用して行っています。

戦争の悲惨さと平和の大切さを自ら考え、発信できる人材を育成するため、羽村市と青梅市の中学生を「青梅・羽村ピースメッセンジャー」として、広島へ派遣します。

申込みと一緒提出ください。
行つて学びたいことのどちらかを選択
テマ 「平和について」「広島に

3月28日執行

